

# 三河小中学校長会規約

## 名 称

第1条 本会は、三河小中学校長会と称し、事務所を会長の在任校に置く。

## 目 的

第2条 本会は、三河小中学校相互の連絡を密にし、教育の振興発展を図り、教育文化の向上に寄与することを目的とする。

## 事 業

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 学校の管理運営に関する調査研究
- 2 教職員及び児童生徒に関する事項
- 3 その他本会の目的達成に必要な事項

## 組 織

第4条 本会は、三河地区に所在する小中学校の校長会をもって組織する。

本会は、小学校部、中学校部を置くことができる。

## 役 員

第5条 本会の役員と職務は次の通りとする。

- 1 会長 1名 本会を代表し、会務を総理し、兼ねて会議を招集し議長となる。
- 2 副会長 4名 会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- 3 常任委員 若干名 常任委員会を構成する。
- 4 評議員 若干名 評議員会を構成する。

5 理事 若干名 理事会を構成する。

6 郡市代表 若干名 各郡市を代表し、郡市代表者を構成する。

7 庶務・会計 若干名 本会の庶務・会計を行う。

第6条 本会の役員は、次の方法により選出する。

1 会長・副会長は会員中より評議員会において選出し、総会の承認を得る。

2 常任委員は、評議員会において評議員中より選出する。

3 評議員は、各郡市において選出する。

4 理事は、会長が評議員会にはかって委嘱する。

5 郡市代表は、各郡市校長会長をあてる。

6 庶務・会計は、会長が評議員会にはかって委嘱する。

第7条 本会の役員の任期は1か年とする。ただし再任を妨げない。補欠役員は、前任者の残任期間とする。

## 会 計 監 査

第8条 本会に会計監査を2名置き、本会の会計を監査する。

会計監査は、評議員会において選出し総会の承認を得る。会計監査の任期は、本会の役員に準ずる。

## 顧 問

第9条 本会に顧問を置くことができる。

顧問は、評議員会の推せんにより、会長が委嘱する。

## 会 議

第10条 本会は、次の会議を開く。

- 1 総会 総会は本会の最高議決機関であって全会員をもって構成し、毎年1回以上開催する。

付議事項は次の通りとする。

- (1) 予算・決算に関する事項
- (2) 役員及び会計監査の選任に関する事項
- (3) 事業の計画及び報告に関する事項
- (4) 規約の改廃に関する事項
- (5) その他重要事項

やむを得ない場合は、評議員会をもって総会に代えることができる。

- 2 評議員会 評議員会は総会につぐ議決機関であって、議案を審議し、議決することができる。
- 3 常任委員会 常任委員会は重要事項を審議する。
- 4 理事会 理事会は会務を協議し議案を作成する。
- 5 郡市代表者会 郡市代表者会は、郡市の連絡について協議する。

第11条 議事の議決は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 専門委員会

第12条 本会の事業を遂行するために、次の専門委員会を置く。

- ・法制委員会
- ・教育条件委員会
- ・学校経営委員会
- ・進路委員会
- ・保健体育委員会
- ・福祉安全委員会

- ・給食委員会
- ・生徒指導委員会
- ・特別支援教育委員会

専門委員会には、それぞれ委員長1名、副委員長1名を置く。各専門委員長は、必要に応じ議事に参画する。

## 特別委員会

第13条 本会は必要に応じて特別委員会を置くことができる。

## 会 計

第14条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

## 内規・規定

第16条 本会は、必要に応じて、別に内規または規定を設けることができる。

## 付 則

第1条 本規約は、昭和36年5月30日からこれを施行する。

昭和39年5月30日改正

昭和42年5月24日改正

昭和46年5月22日改正

昭和53年5月13日改正

平成9年5月9日改正

平成14年5月1日改正

平成20年5月7日改正

平成23年5月10日改正

平成25年5月8日改正

# 三河小中学校長会内規及び規定

## 役員に関する内規

- 規約第6条に定める役員の選出に当たっては地域ならびに小・中の均衡を考慮する。
  - 1 常任委員は25名以内とし、規約第5条6項の郡市代表全員を含めるものとする。
  - 2 評議員は各郡市ごとに20校までは2名、40校までは4名、60校までは6名、61校以上は8名とする。
  - 3 理事は庶務・会計及び会長が必要と認める若干名とする。
  - 4 庶務は3名、会計は2名とする。ただし必要に応じてそれぞれ補佐を置くことができる。
  - 5 会長の職務代理者を必要とする場合は常任委員会においてこれを決める。

- ・福祉安全委員会
  - ア 児童生徒・教職員の福祉に関する事項
  - イ 安全・災害・環境に関する事項
  - ウ その他福祉安全に関する事項
- ・給食委員会
  - ア 給食の管理運営に関する事項
  - イ 給食指導に関する事項
  - ウ その他給食に関する事項
- ・生徒指導委員会
  - ア いじめ・不登校に関する事項
  - イ 心の教育に関する事項
  - ウ その他生徒指導に関する事項
- ・特別支援教育委員会
  - ア 特別支援教育の推進に関する事項
  - イ 就学支援に関する事項
  - ウ その他特別支援教育に関する事項

## 専門委員会に関する内規

- 規約第12条に定める専門委員会の任務は次の通りとする。
  - ・法制委員会
    - ア 関係法規に関する事項
    - イ その他法制に関する事項
  - ・教育条件委員会
    - ア 教職員の定数・給与に関する事項
    - イ 教育予算・教職員の待遇に関する事項
    - ウ その他教育条件に関する事項
  - ・学校経営委員会
    - ア 教育内容及び教育方法・教職員の研修に関する事項
    - イ 各種研究大会に関する事項
    - ウ その他学校経営に関する事項
  - ・進路委員会
    - ア 児童生徒の進学に関する事項
    - イ 生徒の就職に関する事項
    - ウ その他児童生徒の進路に関する事項
  - ・保健体育委員会
    - ア 児童生徒の体位体力の向上に関する事項
    - イ 児童生徒・教職員の保健に関する事項
    - ウ 体育的部活動に関する事項
    - エ その他保健体育に関する事項

## 慶弔に関する規定

- この慶弔規定は、会員の慶弔ならびに災害・死亡等の場合について規定する。慶弔は、次によって金品を贈り、その意を表す。
  - 1 会員死亡の場合
    - ・香料50,000円、生花一對
    - ・各郡市代表会葬
  - 2 会員の家族死亡の場合
    - (1) 配偶者
      - ・香料10,000円 代表会葬
    - (2) 実父母、同居の養・義父母
      - ・本会名で弔電
  - 3 会員住居の火災・風水害等
    - ・見舞金10,000円 代表慰問
  - 4 被害甚大な学校火災・風水害等
    - ・見舞金 5,000円 代表慰問
  - 5 その他の場合は、その都度会長・副会長が協議して決定し、その記録を残す。